

令和 6 年 10 月 11 日

報道各社 様

連絡先 伊達市 建設部維持管理課 担当：小賀坂 克浩 電話 024-573-5076
--

事案名	法定外公共物使用料の誤徴収について
発生日時	令和 6 年 10 月 9 日（水）午前 9 時 00 分頃
発生場所	伊達市役所
担当部署（連絡先）	建設部維持管理課管理調整係 024-573-5076
事案の内容	伊達市内の法定外公共物である水路について、事業者が使用する ため、毎年、使用料を徴収していた。 その後、水路に隣接する私道の寄付を市が受けたため、私道と当 該水路を伊達市道路線として認定し、平成 26 年 3 月より供用開始と なった。 供用開始日以降、法定外公共物としての使用料は本来発生しない が、誤って使用料を徴収し続けていた。 ○法定外公共物使用許可日：平成 20 年 10 月 10 日 （水路、10.26 m² 1,760 円／年） ○誤徴収額：平成 26 年度から 11 年間で 19,360 円
初動対応	相手方に、使用料を誤徴収した経緯と使用料の返還について説明 し、返還に必要な手続を行うこととした。 また、他の法定外公共物使用申請の継続使用案件 18 件についても 書類及び現地調査を行い、誤りがないことを確認した。
今後の対応	市道認定する際は、法定外公共物台帳と照らし合わせ重複箇所な どの確認と現地調査を行い、再発防止に努める。